



島根県報

平成23年1月11日（火）

第2,255号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良法の規定による工事完了の届出	（農 村 整 備 課）	2
地域森林計画の変更	（森 林 整 備 課）	2
解除予定保安林	（ ” ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2

【公 告】

使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間	（雇 用 政 策 課）	3
-----------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第17号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
玉湯町土地改良区	稲荷地区用排水施設事業（農業用河川工作物応急対策事業）	平成22年 3月23日

島根県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成23年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、東出雲町、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市、斐川町）	斐伊川地域森林計画書	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林振興センター 島根県東部農林振興センター雲南事務所

島根県告示第19号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市弥栄町門田813-14、813-15
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成23年 1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ころ	訪問介護	訪問介護事業所ころ	江津市川平町南川上93	平成23年 1月 1日

公 告

第42期島根県労働委員会委員は、平成23年4月27日をもって任期満了となるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号アの規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦期間を次のとおり定める。

平成23年1月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

推薦期間 平成23年1月28日から同年3月28日まで